

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する 特別給付金の支給に関する法律案要綱

第一 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第二 特別給付金

1 特別給付金の支給

(1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次のいずれにも該当する者として市町村が認める者（2において「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者」という。）に対して、特別給付金を支給することができること。

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により合計所得金額の減少があった者として政令で定める者
- ② 令和2年又は令和3年の合計所得金額が、市町村民税が課されない者（給与所得に係る収入金額以外の収入金額がない者に限る。）の収入の上限として政令で定める金額に2を乗じて得た金額から給与所得控除額に相当する金額を控除した金額以下である者（当該者と同一の世帯に属する者の所得の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）

(2) 特別給付金の支給は、その支給を受けようとする者からの申請に基づき行うものとする。

2 特別給付金の額

特別給付金の額は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者の属する世帯当たり10万円とすること。

3 支給の調整

特別給付金は、新型コロナウイルス感染症等の影響に鑑みて生活を支援する観点から給付される政令で定める給付を受けることができる者若しくは受けた者又はこれらの者と同一の世帯に属する者には、支給しないこと。

4 特別給付金の周知等

- (1) 市町村は、特別給付金の支給手続の実施等について周知するための措置その他特別給付金の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- (2) 市町村は、特別給付金の支給事務を行うに当たっては、その支給を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されていない等の事情がある場合において、必要な配慮をするものとする。

5 費用負担

特別給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。

6 不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止

不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止についての規定を設けること。

第三 その他

この法律は、公布の日から施行すること。